

清 監 第 1 号

令和 7 年 4 月 3 日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

令和 6 年度随時(工事)監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第 5 項の規定により、令和 6 年度随時(工事)監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和6年度 随時(工事)監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事に係る随時監査

2 監査の期日

令和7年3月27日

3 監査の対象

(1) 工事名

令和6年度町道4号線道路改良工事（町単独費）

(2) 工事場所

清水町久米田地内

(3) 請負契約締結日（当初）

令和6年6月13日

〔請負業者〕

名倉建設株式会社

〔工期〕

令和6年6月14日から7年2月28日まで

(4) 請負金額（当初）

12,287,000円

(5) 請負契約締結日（変更）

令和7年1月20日

(6) 請負金額（変更後）

12,804,000円

(7) 工事概要

一級河川境川は、三島市と清水町の行政境を流れ、狩野川に合流する河川であり、周辺の豊かな自然環境とともに地域住民に親しまれている河川である。しかしながら全体的に河川断面が小さく、流水勾配も緩いことか

ら、台風やゲリラ豪雨などによって想定を超える増水時には、局所的に浸水災害が発生しており、県による『一級河川境川総合防災事業』は、将来的な住民の財産や公共施設の保全に寄与するものと期待されている。

そのような背景にあつて、今回の町道4号線道路改良工事は、県が整備延長460mとして進めてきた関連事業のうち、一級河川境川にかかる新橋の架け替えに伴うもので、これにより橋梁の高さが上がることとなるため、接続する当該路線の道路の高さを嵩上げする工事であり、同時に歩道を拡幅することによって、より安心で快適な車両の通行と歩行者等へ安全な空間の提供が可能となるものである。

工事延長 $L = 31.0\text{m}$

(a)掘削工 $V = 80\text{m}^3$

(b)構造物取壊し工 $V = 18\text{m}^3$

(c)舗装版取壊し工 $A = 185\text{m}^2$

(d)側溝工 $L = 36\text{m}$

(e)L型側溝工 $L = 75\text{m}$

(f)管渠工 $L = 12\text{m}$

(g)集水枡工 $N = 6$ 箇所

(h)舗装止工 $L = 34\text{m}$

(i)As舗装工（本線） $A = 184\text{m}^2$

(j)As歩道舗装工 $A = 69\text{m}^2$

(k)区画線工 $L = 77\text{m}$ ほか

なお、令和4年度において、委託により当該道路改良工事に伴う測量設計業務が完了済みである。

4 監査の方法

監査委員室において、あらかじめ所管課に提出を求めた当該工事に係る随時（工事）監査調書や契約関連書類、設計図書等を対象に実施した事前審査結果の報告を交え、所管課長及び同課長補佐から説明を受けながら質疑応答を実施したのち、工事が適切適法に行われているかに主眼をおき、施工箇所に出向いて現地確認を行った。

5 監査の結果

監査の結果、当該工事に係る事務手続及び契約、設計図書、工事管理簿、検査復命書などの各種書類は、おおむね適切に処理されていることを確認したが、施工管理における完成写真では、その一部で撮影内容に不備がみられたため、今後の改善に向け、請負業者への適切な指導を願いたい。

また、現地調査では、L型側溝工及び卵型側溝工の延長など、スケールをあてて計測したが、いずれも問題なく、正確に施工されていることが認められた。

なお、監査の過程並びに現地調査の際に行った口頭による軽微な指摘等については記載を省略するが、審査の意見としては以下に述べるとおりである。

本町の主要幹線道路に位置づけられる町道4号線は、朝夕の通勤時間帯を中心に車両の往来が激しく、町内でも交通量が多い路線のひとつに挙げられるため、通過車両の速度を抑制するための注意喚起を促すことを目的に、町において対応が可能な措置を施すなど、より一層の交通安全対策に配慮し、今後の事故防止に努められたい。

加えて、昨今の異常気象によるゲリラ豪雨など、季節を問わず想定を超える降雨が頻発しており、今回の工事箇所は、その地形上、雨水が集まり易い状況にあることは町としても承知のことと思われるので、今後における周辺の排水施設については、日常的な管理を徹底していくよう望むものである。